

## 江戸幕府の御料巡見使

播 磨 定 男

### 一 はじめに

江戸幕府は参勤交代を制度化し、武家諸法度や諸士法度を制定して、全国諸大名及び諸士の統治を行ったが、將軍権力を強大化し、徳川幕府を中心とする幕藩領国体制を確立するためには、右の法的規制の上に更にかれらのもつ個別領主権を抑圧する監察機能をもつた制度が必要であつて、これら両者が併行するところに幕府権力の強大さとその實際的効力を窺え知ることができるのである。

前者の武家諸法度以下の法的規制は幕初以来諸種の

規定が設けられ、制度的にも早くから発足をみたが、後者の個別領主に対する監察制度の方は、寛永九年一二月幕府常置の大目付（はじめは惣目付或は大横目）が設置されたことをはじめとする（一）。

寛永九年は周知の如く三代家光の親政が開始された年であり、右の措置は幕府政治機構の頂点に位置する將軍がますますその独裁権を強化するために、先ず台閣内の中枢権力を撃肘し、これをやがて全国各地の個別領主権をもつ諸大名にも適用する意図の下になされたものである（二）。

大目付が設置され將軍の内外に対する監察の制度は一応整備されたが、これは言わば表向の幕府常置機関

であつて、これ以前に既に幕府の諸大名に対する監察の措置がとられていたことは、国目付、巡見使等の派遣事実によつて明らかである(3)。

かれらは個別領主の施政や治績を監察するために幕府中枢から派遣されたものであり、ともにその領内の村落段階にまで立ち入つて、政績や民衆の動向等を視察する点においては類似な性格を有しているが、派遣の対象及び監察内容等において相違するものであつた。

即ち、国目付は元和元年十一月、永田・豊島の兩名を会津監使として差遣した例からも知れるように、特定大名の内訌及び政治的動向の探索を目的としているのに対し、巡見使の場合は全国公、私領全域を派遣対象とし、各地の政情を具に監察することを主要任務としている。

つまり巡見使は国目付のように特定の対象と時宜によらないため、五代綱吉の中期以降は「御継統」による新將軍の就任を契機としてなされるようになり、多分に儀礼化した。しかしこれを迎える諸大名側はそ

の送迎・応待に対し大変な気を使い、これまでと同様に幕府の咎をうけないよう配慮したのである(4)。

巡見使そのものの派遣は形式化しても、將軍が全国を統治していることの意志表示としてその意義は後代にまで保持されており、この制度が幕藩体制を支える上に重要な役割をもつていたのである(5)。

所で、この巡見使は如上の観点から制度的に甚だ重要性をもっているにも拘らず、従来の研究はその一、二を除いてこれを等閑に附してきたが、最近は多くの先学によつて開拓せられ、漸くその内容を明らかにしつつある(6)。

小稿もこれら先学の諸業績を反芻しながら、前回(7)に引続いて巡見使派遣を幕政との関連から考察しようとするものであるが、巡見使と一口に言つても前述の全国公・私領を対象として派遣された諸国巡見使もあれば、御料つまり幕府直轄地のみに派遣された御料巡見使(8)もある。

しかもこれらが後述の如く寛永期以降継続し、その時々の任務内容をもつて派遣されているのであるか

ら、これらを一義的に理解することは到底無理なことであり、各時代毎の個別的な派遣意義を捨象することにもなる。

従ってここでは寛永一〇年初めて全国公・私領に諸国巡見使を派遣するに至ったその直接の理由として、家光親政開始による幕藩体制的秩序貫徹化への動向と、これ以前に屢々派遣されている幕府直轄地の支配強化を目的とした御料巡見使の二つがあるが、とくにこの後者の問題を中心にその展開を検討することにした。

## 二、御料巡見使の初発

全国公 私領を対象として派遣される諸国巡見使は、家光親政開始の翌年、即ち寛永一〇年正月に初発され制度的にも発足をみたが<sup>(9)</sup>、御料巡見使はこれの前年、つまり同九年七月の例をもって嚆矢とする。以下、この両者を比較検討しながらその実態につい

て具体的に触れることにしたい。

『徳川実紀』同年七月廿六日の条に、「諸国巡察の輩暇賜ふ」と記し、これに続けて〈表一〉の如く上方・関東と派遣地域を二分し、前者に書院番林丹波守勝正以下八名、後者には書院番酒井因幡守忠知以下一〇名の巡見使名と地位をあげている<sup>(10)</sup>。

諸国巡見使が〈表二〉に見られる如く全国公・私領を六地区に国割しているのに対し、こちらは上方、関東とのみ記し、その対象が幕府直轄地たることを明瞭にしていなが、これの第三回派遣の同一三年七月晦日の際には<sup>(11)</sup>、(傍点以下同)

大番組頭寛新太郎正成、小番組武藤理兵衛安信、長谷川太郎兵衛正清は上方筋、公料の国廻り、大番組頭市岡左大夫正次、国廻役糸原甚左衛門重正、鶴岡与右衛門某は、関東国廻りにさゝれ暇下さる。

と、幕領を上方筋<sup>(12)</sup>と関東に分けて使者を派遣しており、以後東・西、関東・畿内、西国と呼称の相違はあってもこれらがともに幕領を指していることは間違いない<sup>(13)</sup>。(次節の〈表三〉参照)。

〔表一〕 寛永九年御料巡見使

派遣地	氏名	地位と昇進過程	備考	
上方 (八名)	林 勝正	書院番→使番→目付	翌一〇年正月 諸国巡見使 (北陸)	
	肥田忠親	小姓組番→死亡		
	井上新左衛門	代官→関東会計管掌		
	由比光運	代官→勘定役		
	長崎元通	書院番→駿府町奉行		
	村越正重	小姓組番→目付		
	杉田忠次	勘定組頭→石見代官	翌一〇年正月 諸国巡見使 (中国)	
	井上正員(註)	勘定組頭→五畿内代官		
	関東 (三名)	酒井忠知	書院番→作事奉行	同一三年七月 上方筋公料 国廻
		佐藤継成	書院番→駿府町奉行	
武藤安信		小姓組番→勘定		
下島政真		代官→勘定		
井戸直弘		書院番→先弓頭		
渡辺吉次		書院番→大番組頭		
曾根吉次		勘定頭→勘定奉行		
豊島忠次		代官→八丈島代官		
妻木之徳		代官→死亡		
桜井勝成		書院番→駿府目付		
坪井永重	書院番→勘定	同一三年七月 関東国廻		
糸原重正	書院番→勘定→勘定組頭			

〔徳川実紀〕『寛政重修諸家譜』による。以下同様。  
註『実紀』には井上十左衛門正員とあるが、これは井出十

左衛門正員の誤りである。〔寛政重修諸家譜〕第一七輯  
一〇二頁。

四

次に、諸国巡見使は大名を正使とし、使番書院番を相使とする一地域三名の編成であるのに対し、御料巡見使の場合は書院番九名、小姓組番三名、代官五名、勘定頭・同組頭三名の計二〇名を二地域に分けた編成であり、とくに勘定頭曾根吉次をはじめとして同組頭、代官等幕府勘定地方関係者を八人も含んでいることは著しい相違である。

また、他の一二名の両番士でもその後の昇進経路を

〔表二〕 寛永一〇年諸国巡見使

派遣地	氏名(地位)
関東	小出三尹(大) 永井白元(使) 桑山貞利(書)
五畿・南海	溝口善勝(大) 川勝広綱(使) 牧野成常(書)
九州	小出吉親(大) 城 信茂(使) 能勢頼隆(書)
中国	市橋長政(大) 柘橋正時(使) 村越正重(小)
北国	桑山一直(大) 徳山直政(使) 林 勝正(書)
奥羽・松前	分部光信(大) 大河内正勝(使) 松田勝正(書)

註 地位の大々大名、使使番、書院番、小姓組番である。

みると、この中の五名は作事・駿河町奉行、先弓頭・大番組頭になっているが、武藤安信、坪井永重、糸原重正の三人は両番から勘定・勘定頭に進んでおり、林勝正、村越正重の二人は翌一〇年の諸国巡見使に選ばれて北国（陸）、中国へ各々派遣されている<sup>(15)</sup>。

つまり、寛永一〇年の諸国巡見使は幕府が初めて全国公・私領に対してその政情を監察するために大掛りな使節団を編成し、しかもその正使に万石以上の大名格を置いて政治権力的色彩を強く打ち出しているのに対し、御料巡見使の方は言わば地方功者による実質的な効果をねらった編成であり、ここに史料の上だけでは確認し得ない両巡見使派遣の異質性<sup>(15)</sup>と、これを企図した幕府中枢の目的を窺い知ることができる。

所で、寛永期以降頻発される御料巡見使の差遣目的が、主として田穀生産物の豊凶や大雨後の提防視察にあったことは、これが遣わされる際の文面に「今年大風雨により諸国秋稼の巡視命ぜらる」（寛永一四年八月廿五日条）とあることよって明かであるが、しかしこれは派遣の直接的理由ではあってもかれらの現地

での任務の全容を語るものでは決してない。

今日、御料巡見使派遣に際し、幕府から出された条目のうち初見できるのは、寛文四年八月の「覚」<sup>(16)</sup>である。

これは幕府が関東国廻りを実施するに当って初めて直轄領諸村にこれを迎える際の留意事項を五か条にまとめ発布したものであるが、その内容は次に見る如く冗費を禁止したただ巡察の円滑化を唱うのみである。

#### 覚

一 今度関東国廻被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>之間、往還不自由ニ無<sub>レ</sub>之様ニ、道橋可<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>付<sub>三</sub>之候、耕作收納之時分候間、掃除等は可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>無用<sub>一</sub>事

一 音信物一切仕間敷候事

一 国廻之面々、泊々ニ而、春米大豆以其所之相場、売候様

ニ可<sub>レ</sub>申付<sub>二</sub>事

附、商売物、常々之直段にうらせ可<sub>レ</sub>申事

一 泊々之宿所作事等申付候儀、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>無用<sub>一</sub>事

一 御朱印之外人馬は、御定之通、駄賃取<sub>レ</sub>之、人馬可<sub>レ</sub>出

事

以上

六

代官方者、随科之輕重、急度曲事可被仰付候也

戊正月十二日

しかし、次の同一〇年五月の関東公料の巡見に際しては此年の正月十二日に既に次の三か条からなる触書を代官宛に発布している(17)。

覚

一当年為「関東中国廻」、可被遣御檢使之旨、去年被仰出訖、然ば御代官之儀は、給所方捷ニ成候条、諸事入念、正路ニ可被申付事

一御代官方私曲雖無之、手代之輩仕置悪におゐては、越度ニ可成之条、無油断、遂吟味、急度可被申付事

一近年御蔵入御所務令減少、百姓又困窮いたしたる様ニ取沙汰有之間、向後諸事入念、百姓前無高下様、遂金儀、追々百姓身上もつものり、御所務上り候様ニ仕置可被申付事

右条々可被相守之、此外從御勘定頭書注之趣、急度可被申付之、国廻リ之面々見分之上、非儀私曲有之御

これを諸国巡見使派遣時の調査要点と比較すると、後者のそれが諸大名の政治の善悪、禁教と治安維持等、諸大名の治政監察に重点があるのに対し、右触書による御料巡見使の方は地方支配を担う代官以下の非儀、私曲を監督し、年貢収納の基盤たる農民支配の成就を基底としている。

幕府はこれ以後も巡見使派遣時には触書を公布しているが、翌一一年五月の関東巡視の御使出立の記事(18)に、「けふこたび関東八ヶ国巡視の御使立らるるにより、令せらる事丁未、庚戌の制におなじ」とある如く、丁未(19)(寛文七年)と庚戌(同一〇年)の触書はこれ以降も基本的には踏襲されているから、前の監察内容は御料巡見使が現地において常に遂行すべきものであったと考えてよい。

以上、幕領を対象として派遣された御料巡見使について、その使者編成と派遣時の触書の分析により、幕

府は巡見使を派遣することによって代官の非儀・私曲を監察し、これを通じて更に直轄地支配の整備強化を意図していることを明らかにしたが、しかし幕初以来年貢増徴の現地推進者として諸種の権限を付与されてきた代官の給人的性格を払拭することは容易でない(20)。

幕府は代官の地方支配から帰結する恣意的収奪を抑制するために、古くは配下の百姓に直目安と村外立退を許したが、百姓の弾劾権による恣意掣肘には一定の限界があり、寛永年間に至っては連年の凶作による小農の没落を防止するために、代官の陣屋支配に対し厳しい規定を設けるとともに、代官の封建地方官僚化をめざしてこれを支配統轄する幕府勘定方の上部機構を整備した。

寛永七年曾根吉次を関東勘定頭に任じ(21)、更には同一二年に松平正綱以下五名を二組に分けて月番制で関東幕領の支配に専従させ(22)、関東以外の直轄地は新たに国郡奉行を設けてこれに支配させたこと(23)などがそれである。しかし、幕府が地方支配者たる代官

に対し、内外からいかなる規制措置を講じたにしても、自己の存立基盤を封建貢租に置き、その維持増徴を企図する限りこの政策には一定の限界が存すると言わねばならない。

換言すると、幕府は自らの封建貢租の基盤である小農の自立経営を維持するために、これと矛盾しかれらを没落せしめるような代官の中間的恣意収奪を排除しようとするのであって、農民に対する自己の「領主的恣意」はそのまま継続発展せしめているからである。

従って幕府の代官政策が諸種の規制を設けているのに拘らず甚だ不徹底なものであることは、例えば寛永二一年正月に勘定頭より上方、関東の各代官に宛た一八か条の「覚」(24)の中で、代官の手作の禁止、口米・口永の規定、年貢米の地方払の規制等を記し、農民に対し過重な収奪の加わらないよう代官のとり得る一定の枠を数量的に制限しているが、代官手作経営はこれらの年貢請負人的性格から必然化する年貢完納のための補填地として、或は代官所諸経費の不足分を補給する意味から半ば公然視されてきたものであり、『地

方問答書』<sup>(28)</sup>にもある如く、口米収入だけでは代官所費用は賄いきれず、結局は年貢米の一次的流用となり、これが度重なると不正を誘発することとなる。

年貢米の地方払いも右と同様、幕府の年貢増徴策を現地で推進する代官が各種土木工事や新田開発など勸農策の一環として自然環境の整備を行うために公費として幕府から認められてきたものである。

これが飢饉や天災による年貢の遅延の際に一時流用され、換金化される上で不正を招いたために右の規制措置がとられたが、年貢米の地方払い自体は代官の機能に付随した云わば必要悪であって、これを根本的に変革するための有効手段が講じられないままその弊害だけを排除しようとするのであるから、右法令においても「御年貢米下知なくして其所にて払申間敷事」と、地方払いの際は上の下知をもってするというような甚だ要領を得ないものになっているのである。

幕府は代官を自らの恣意代理人とする限り、如何なる代官布令も根本的な解決策とは成り得ず、この後もかれらの貢租収奪面における中間搾取を堪えず警戒せ

ねばならないのである。

ここに一時的ではあってもこの時代の為政者がとり得る矛盾解消策は、前述の代官を配下の吏僚とし統轄するところの幕府勘定方上部機構の整備と、これに併行してなされる代官の監視体制の確立である。

それは幕府が將軍の独裁権を強化し徳川幕藩体制を貫徹するために、全国諸大名の個別領主権を抑圧する方策として、武家諸法度の公布、参勤交代を義務づけながら他方ではその治政を監察するために諸国巡見使を派遣したことと軌を一にする発想であり、これら兩巡見使が寛永九年、一〇年と家光親政開始の直後になされていることは決して歴史の偶然などと言うものではない。

徳川幕藩封建体制は二代秀忠の大御所政治下における幕政組織の準備を経て寛永期家光の代に至り完成するのである。

## 三、代官対策

寛永九年、つまり幕府が初めて直轄領に対し大掛りな巡見使を派遣したこれ以前に、個別的ではあるが、右と同様の目的をもって派遣したと考えられるものに次の如き例が存する。

①慶長八年一〇月一九日<sup>(26)</sup> 土尾勝正、岡野房恒近  
江国巡視。

②同一六年一二月廿一日<sup>(27)</sup> 大久保長安越後・甲斐  
・武蔵の公料巡視。

③同一八年六月<sup>(28)</sup> 久永重勝、五味豊直、伊丹康  
勝、加藤正勝武相兩國巡見。

④元和三年是年条<sup>(29)</sup> 渡辺宗綱、永井白元、牧野正  
成各国巡見の御使。

⑤寛永七年是年条<sup>(30)</sup> 曾根吉次東国巡見、関西洪水  
の地巡見。

①③④の場合は相手側の事情も不明で、同時期に派遣例をもつ国目付との関連も考えられるが<sup>(40)</sup>、②の

大久保長安は徳川氏の関東入国以来の代官頭であり<sup>(41)</sup>、⑤の曾根吉次はこの直後に関東勘定頭に就任している<sup>(42)</sup>から両者の関東幕領の巡見は農耕視察の外に配下の代官への監視をも含むものであり、この類の巡見は右の史料に表記された以外にも多くあったと考えられる。

しかし、寛永年間に入つての連年の凶作は、幕初以来の検地を通じて自立化の方向を示されたとは云え未だ恒常的な安定生産を確保し得ない小農経営の存立基盤を脅かした。

この事態に対応する措置として幕府は、農民を土地に緊縛させて<sup>(43)</sup>その経営維持をはかるとともに、かれらを直接支配し年貢徴収に当る代官に対しては前述の如くその本来的に所持しているところの給人的側面を払拭し、これまでの如き苛政の加わらないようできるだけこれを排除する政策をとつた<sup>(44)</sup>。

これは当時の農業生産段階からして必然的な措置であるが、しかし幕府農政がかかえる問題の根本的解決に至らなかつたことは後述の如くこの後も代官の私曲

が以前にも倍して増加し、これに対する巡見使等の派遣による監視体制の整備確立を必要としたことから明らかである。

抑、代官がその職務を遂行するに必要とする所謂代官所経費は、農民が本年貢に付加して納入する口米にあるが、前者はその年々の豊凶に拘らず一定額の収納を必要としているのに対し、その財源たる口米は凶作時において年貢収納が減ずるに従って、減少し、また豊作時に至ったからと云って米価が下落すれば口米払代金も必然的に減少するから、代官にとって常に必要一定額を確保することは極めて困難なことである。

寛永期前においてはこの不足分を代官が自ら農業経営地をもつことによつて補つてきたが、代官手作は村内の良田をしかも農民の労働力を夫役として徴収することによつて行れるため結果は配下の農民加重につながり、寛永期の代官恣意抑制策の一環として禁止されたものである(44)。

代官所経費に不足した各代官が本年貢を一時的に流用し、延てはその滞納に至る理由はここに存するが、

しかしこうした事態に対する幕府の事実認識は極めて当を得ないものである。

即ち、寛永八年三月には年貢の年度内皆済を督促する従来の仕方に加え、先代官の未進を当代官が厳しくとりたてて上納すべきことを令達(45)してこれまでの年貢収納第一主義を堅持強要するとともに、代官に対しては前の代官手作を禁止した同法令(46)において、

一 御代官所中仕置、万事入念大切に存、御後闕儀不仕、  
毎年苗木之種をふせさせ、山林竹木を植立、郷村も次第  
によくなり、連々納方も上り、百姓をも令介抱、身上  
持立候様に可被入精事

一 物每正路に致し、奢なく心之及所才覚を出し、御用無  
滞調之、御勘定引負不仕様に、常々可被相嗜事

と、代官の不正や年貢未進を個人の資質に帰しているのである。

そしてその防止策としては、同一九年八月伊奈忠治を関東郡代に任じた際に、「今より後、関東諸代官の

得失を糺し、堤防修築の事勾当すべし<sup>(47)</sup>と、配下の代官を統轄し不正を監視する役割を担わせ、更に翌二〇年三月発布の代官宛法令<sup>(48)</sup>においては、

一在々所々御目付可遣之間、仕置悪代官ハ可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>越度之  
 条、手代等ニ至迄、前廉入<sup>レ</sup>念可<sup>レ</sup>申付一事

と、諸国代官に下命伝達し、かれらの権力濫用に対し目付等の派遣によって規制することを明文化している。

つまり、農民の貢租収納を経済的基盤とする幕府が、寛永大飢饉と云われる未曾有の自然的災害を契機として体制的な危機感を有しながらも、その支配収奪機構に根本的改革をなし得ないまま代官の職務督励という従前のやり方を踏襲し、頻発する代官の年貢滞納に対してはその完済期間を一時猶余したり、成績のよい代官はこれに褒賞として黒印を授けるなどの手段を講じながら<sup>(49)</sup>、他方では不正代官を監察肅正するという権力的規制措置をとるに止まっているのである。

寛永九年の御料巡見使派遣は前の法令よりも年次的に先行するが、これを挙行するに至った動機は右の権力の発想に基ずくものであり、それはこれまで曾根吉次等の例に見られる特定地域を対象としてなされていた派遣目的を幕府直轄地全域に対して施行した、言わば地方支配機構の再点検とも称すべきものであったと考えられる。

当時の幕府中枢が仮え一時的ではあっても、自然的災害によって露呈された体制的矛盾を解消するために如何にこの監察制度に期待していたかは、先ず巡見使の帰謁の際に將軍自ら「関東の国々に参りし巡検使御前に召て、各国政道の得失、民間の風俗等御垂問あり<sup>(50)</sup>と、巡見使に諮問し、更にはこれを繰り返して派遣することによって一層効果のあがることを期し、次の法令<sup>(51)</sup>を公布しているのである。

一 国廻之者先年雖<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>遣、来年も可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>遣と被<sup>レ</sup>思召旨、  
 可<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>其意一事

〔表三〕

寛永——慶安期の御料巡見使

一一一

派遣年月日	氏名と地位	派遣地域	備考
寛永九・七・二六	林勝正以下二〇名 書院番(九名) 小姓組番(三名) 勘定組頭(二名) 勘定頭(一名) 代官(五名)	上方・関東	
同二二・九・一二	小堀政一以下数名 大名(一人) 代官(数名)	畿内・近江・三河・遠江・駿河・美濃・関東	田穀と堤防巡察
同二三・七・晦	算正成以下六名 大番組頭(二人) 小姓組番(一人) 勘定(一人) 国廻役(二人)	上方・関東公料	同年一一・六帰謁
同二四・八・二五	石丸有吉以下四名 大番組頭(一人) 小姓組番(一人)	西・東	大風雨による諸国秋稼の巡視
同二八・三・三	津田重氏以下八名 大番組頭(一名) 大番(一名) 小姓組番(一名) 勘定組頭(三名) 勘定(一名)	上方・関東	同年一二・一五帰謁
同二八・七・五	能勢頼隆以下一八名 使番(一名) 書院番(二名) 小姓組番(五名)		
同二九・五・八	板倉重宗以下一三名 大名(八名) 勘定頭(二名) 町奉行(二名) 代官(一名)	畿内・西国、関東	五穀不稔による巡察
同二〇・五・二〇	小笠原貞正以下一二名 国廻目付(二名)	関東国々	農耕巡視
慶安三・閏一〇・三	水野忠貞以下一三名 大目付、伏見、山田各奉行一名 郡奉行(二名) 先手頭(一名) 大番組頭(二名) 勘定組頭(一名) 代官(二名) 勘定(一名)	五畿内・近江・美濃・伊勢	水害地巡視 同年一二・八帰謁

註 派遣年月日は賜暇及び下命の年月日とした。

〔表三〕で見る如く幕府の御料巡見使は寛永九年七月を初発として寛永一慶安期だけでも九回を数えることができるが、これ以外にも国郡奉行による公料巡廻や大目付・勘定頭による山野論所巡察等もあり、これらを加えると記録に上ったものだけでも一四、五回になる。

巡見使者も大名や勘定頭から目付、御勘定、国廻役に至るまでその編成は一定していないが、寛永一四年八月廿五日と同一八年七月五日の二例を除く外は幕府勘定方の役人及び国廻目付を加えた編成であり、幕領を上方、関東と二分する方式もその先例は前述の同九年七月の第一回派遣にあり、これを踏襲するものであったと言える。

以上のように幕府は巡見使を派遣することによって代官の治績を調査し、非儀、私曲に対しては更に上部権力を行使して肅正を行ったが、その問題なのは巡見使と現地代官との結託不正関係である。

寛文六年四月の代官の職務内容を規定した「覚」〔52〕の中には、

一 御代官衆仲間并御勘定衆ともに、新規縁組・養子等被<sub>レ</sub>仕間鋪事

とあり、代官はその親類縁者、手代は町人・百姓から金銀米銭を借用することを禁止し、代官同士、代官と勘定奉行配下の御勘定等とが婚姻、養子縁組などを結ぶことを堅く禁じている。

しかし、巡見使の中には自ら不正を行う者もあり、例えば寛永一九年六月廿二日の条〔53〕に、

勘定小林彦五郎某を大久保加賀守忠職へ、高野喜三郎某を酒井河内守忠清へ、鶴岡右衛門某を松平式部大輔忠次へ、日野弥兵衛某を皆川山城守隆庸へあつけらる。これみな米稟の事により、私曲のはからひせしゆへとぞ。

とあるが、この中の鶴岡某は寛永一三年七月晦日の関東公料の国廻を命じられ、また日野某は同一八年三月三日にこれも関東国々巡察を行っており、兩名とも年貢米のことで私曲をはたらき、右の処罰の翌一九年七月各々切腹し相果している〔54〕。

巡見使の結託不正にまで監察の眼を光らした幕府

が、その派遣対象たる現地支配代官に対してはこれまでに以上に斧鉞を加え、仕置の善悪、年貢滞納の有無、私曲の摘発等その職務全般に亘って厳しい規制を施した。

まず、この処罰件数を年次毎に見てゆくと、寛永年間には四名（正保、万治年間のものを加えると計六名）、寛文・延宝年間には九名、天和・元禄年間には実に四九名もの数に上っており、かれらはいずれも年貢滞納、贓罪等の科で免職ないし死刑に処せられている<sup>(55)</sup>。

右の中、寛永一萬治期に処罰された六名について詳述すると、寛永一八年六月の杉田勝政、正保二年二二月の秋山幸正の両名はいずれも父の代官在職時の年貢滞納が露頭して相続延期を申し渡されている<sup>(56)</sup>。

とくに前者の杉田は父忠次が寛永九年の御料巡見使として巡察後石見銀山代官に就任し、同一八年六月死亡するまでこの職にとどまっていたが、その死とともに在任中の年貢滞納の事実が明らかとなり、子勝政の

相続を延期されたのである。

また巡見使派遣による代官処罰の具体例としては、常陸国谷原新田の開発に絡む一件があげられる。

この新田は代官近山安高、細田時徳によって開拓されたが、この地は寛文六年九月水害となり、幕府は大目付、作事奉行等をもってその状況を巡察させた<sup>(57)</sup>。幕府はこの直後に水害の原因が新築の古川堤防にあるとして関東郡代伊奈忠常に命じこれの毀却を命じたが、この時水害の処置と併せ新田開発時の代官秘姦（私曲）が露頭し、翌七年近山・細田の両名は寺社・町奉行、勘定頭、目付等に尋鞠され、直ちに処罰されている<sup>(58)</sup>。

この日代官細田小兵衛時徳を内藤豊前守信良にあづけられ、近山五郎右衛門安高を秋田安房守盛季に預られ、各月俸十二口づつ下され、僕五人を従はしめらる。こは隸下の農民訴状をささげしにより鞠問ありしに、先に大開墾の事命ぜられしとき、衣川を築留め水ささへ、農民難困に及びしを速に聞えあげず、去年その新築の堤坊を、除くべしと令けれしを、強て此二月まで堤坊を築き、

驟道なき地をありと偽り聞之上しにまぎれなければ、切腹せしむべしといへども、これまで贓罪を負し事もなく、私曲のふるまひもせざれば、寛宥せられてかく命ぜられしとなり。

また、同七年十一月には播州代官多羅尾光好が其子光忠とともに免職閉門に処されて、属吏三人は伊豆大島に遠流されているが、これは隠田を見逃し、税額を減じたことが理由であり、幕府の査検によって実態が表面化したのである<sup>59</sup>。

こうした幕府の公権力による厳しい規制にも拘らず代官の私曲は一向に改まらず、五代綱吉の治世二九年間には全代官数六〇名中四〇名もの処罰者を出すに至るのである<sup>60</sup>。

これは寛文・延宝期以降の生産力の発展、その結果としての農民的剰余の一般的残留という農村構造の変化にも拘らず、代官がその職務遂行に伴う費用の財源を口米という生産物地代の付加税におき、更にこの仕法が寛永末期の生産力の脆弱かつ不安定な小農経営に対応してとられた中勘定会計仕法とともに行われたと

ころにそもそもその原因が存する<sup>61</sup>。

従って幕府がいかに代官を督励しこれを肅正しても、年貢滞納や引負が続出し捗しい成果は期待し得ないのである。

幕府地方支配機構の根本的改革は現地代官を指揮・統轄する勘定方上部機構の整備確立よりも、代官機構そのものにあり、これの改革がなされない限り、厳しい内容をもった法令を頻発し、更には巡見使等の派遣による権力的規制をしたにしても事態は一向に好転せず、「近年御蔵入御所務減少、百姓亦困窮」<sup>62</sup>という幕府中枢の嘆声は止まないのである。

代官機構の改革、つまり代官の存在形態を根本的に変革する方策は、周知のように代官の陣屋支配の廃止とその総仕上げとしての代官口米の廃止に代る代官所経費の別途支給であるが、前者は延宝―元禄期に進展したのに対し後者は享保の改革をまっしてはじめて実施されるのである。

(昭和五〇年九月稿)

註

(1) 『大猷院殿御実紀』卷廿一(『国史大系』第三十九卷、五七六頁)。

(2) 大目付の職域を規定した「大目付勤方規定」(『徳川禁令考』九二九頁)によると、その任務は大名・旗本の監察のほか、「一、年寄中其外御用人并諸役人代官以下ニ至迄、御奉公たて仕者、又御うしろくらき者於有之者、承届可申上事」とあり、当初においては門閥宿老の監視として有効であった。(北原章男「家光政権の確立をめぐって」『歴史地理』九一巻第二・第三号)。

(3) 善積美恵子「江戸幕府の監察制度―国目付を中心に―」(『日本歴史』二四四号)は国目付を派遣の対象及び内容の面から考察したすぐれた業績である。尚、巡見使については本文にて後述する。

(4) 巡見使の派遣地での実態については板沢武雄「諸国巡見使とその実際」(『日本歴史』一六三三号)、大館右喜「江戸幕府の諸国、御料巡見使について」(徳川林政史研究所『研究紀要』四十八年度)などがある。尚、各地で巡見使派遣の度につくられた「巡見使之記録」「巡見使来藩一件録」等の記録は大部なものであり、これらの存在によっても巡見使を迎える各藩の気遣いが理解される。

(5) この点について滝沢武雄氏は「將軍宣下の式や、判物・朱印状の下附と並んで諸大名に対して前代に続いて新將軍が幕府の主宰者として天下を支配していくことの

一六

形式的表現として、欠くことのできない重要な儀礼だった」と、これまでの旧説をただし卓見を述べている。(同氏「巡見使の制度について」『史観』六五、六六、六七合冊)。

(6) 前掲の板沢、滝沢、大館、善積各氏論文のほか、馬場憲一「諸国巡見使制度について」(『法政史学』二四号)、多仁照広「江戸幕府諸国巡見使の監察報告」(『日本歴史』三一四号)、拙稿「巡見使の派遣をめぐって」(『徳山大学論叢』第四号)など。

(7) 前掲 拙稿。

(8) 幕府直轄地を天領と云い、諸大名領を藩と公称するようになったのは明治維新以降である。(山口啓二「藩体制の成立」『岩波講座・日本歴史』10近世二)。

当時であつては幕領は「御料」「御料所」「公料」であり、大名領は「国」「私領」などと一般に称されている。従つてこれらに対し派遣される巡見使の名称は、幕領、大名領ともに派遣対象とする場合は「諸国巡見使」として問題はないが、前者だけのときは「御料巡見使」「御料所巡見使」とするか、或は幕府等の法令に大名領、旗本領を「私領」と称しているのに対照してこれを「公領(料)巡見使」とするかの二つが考えられる。

小稿では後の正徳年間における「国々御料所巡見」使と区別する意味もあつて「御料巡見使」の名称を使用することにした。

尚、巡見使という名の史料上の初見は寛文七年八月廿一日の「五畿巡見使」がそれで、これ以前は「諸国巡使」、「巡国の御使」、或は「上方筋公料の国廻」、「公料の地巡廻」などとある。

(9) 『大猷院御実紀』卷廿二(『国史大系』第三十九卷、五八一頁)。諸国巡見使については前掲拙稿。またこれの制度的確立については前掲馬場氏の実証的研究がある。

(10) 『大猷院御実紀』卷廿(『国史大系』第三十九卷、五五七頁)。

(11) 『大猷院御実紀』卷卅一(『国史大系』第四十卷、三〇頁)。

(12) 「上方」が五畿内に近江、丹波、播磨の三箇国を入れた呼称であるのに対し、「上方筋」とはこれに東海道筋、中国筋、四国筋、西国筋、北国筋を総称した呼び名である。

また、「関東筋」とは関八州に伊豆、甲斐を加えたものであり、「関東方」とは関東筋に陸奥、出羽の東国筋を加えた呼び名である。(『地方凡例録』上、「徳川幕府県治要略」)。

(13) 幕府直轄地の司法・行政は幕府政治機構の整備確立により統一化されるが、寛永年間においては未だ京都・大坂を中心とする上方(畿内)と江戸即ち関東に二分され、統一的な幕府法令が発布されても実際には各地域の

独自性を加味して施行された。(朝尾直弘「近世初頭における畿内幕領の支配構造」『史林』四二—一)。

このことは幕府の統一法令、例えば寛永二年正月の勘定頭より発布された「寛」(『御当家令条』二八〇号)において宛名を「上方」と「関東」の「御代官衆中」と分けて記し、更に同法令の第八条の口米・口銭規定でも「関東口米は納三斗七升入疋俵ニ付疋升宛、口銭は永百文ニ付三文宛、上方分は疋石ニ付三升宛也、御定之外不可取事」と両者を別々に記していることから窺知される。

(14) 註(9)及び「表三」参照。

(15) 寛文七年閏二月一八日の第二回諸国巡見使派遣の際、関八州は同四年に御料巡見使を派遣しているため除外されている。従って両者は同一の性格を有しているようにも考えられるが、これらの調査要点を記した条目等を比較しても前者は公、私領での仕置の善悪を中心として、公事訴訟目安等の一切の請取を禁止し個別領主権を容認しているのに対し、後者は後述の如く直轄地支配に当る代官・手代の監察を主眼としており、その拘束性も後者に対しては強いものであった。

(16) 『触書寛保集成』六七四頁。『徳川禁令考』前集第三、三二七頁。

(17) 『徳川禁令考』前集第三、三三三頁。

(18) 『敎有院殿御実紀』卷四十二(『国史大系』第四十二

巻、一〇一頁。

(19) 丁未(寛文七年)はこの年閏二月廿八日に派遣された第二回諸国巡見使の令条を指しているが、これは本文で紹介の同四年のものを拡充し全国に及ぼしたものである。

(20) 拙稿「寛永期における代官の恣意抑制について」(『徳山大学論叢』第三号)。

(21) 『大猷院殿御実紀』巻十六(『国史大系』第三十九巻五〇〇頁)。

(22) 『大猷院殿御実紀』巻二十九(『国史大系』第三十九巻、六九三頁)。

(23) 『大猷院殿御実紀』巻二十九(『国史大系』第三十九巻、六九五頁)。

(24) 『御当家令条』二八〇号、『徳川禁令考』二一〇五号。

(25) 『近世地方経済史料』第八巻、三九三―四〇五頁。大石慎三郎著『享保改革の経済政策』九二頁。

(26) 『東照宮御実紀』巻七(『国史大系』第三十八巻、九四頁)。

(27) 『台徳院殿御実紀』巻十七(『国史大系』第三十八巻、五七一頁)。

(28) 同右、巻廿二(『国史大系』第三十八巻、六二六頁)。

(29) 同右、巻四十七(『国史大系』第三十九巻、一四三頁)。

(30) 『大猷院殿御実紀』巻十六(『国史大系』第三十九巻、

五〇〇頁)。

(40) 例えは③の慶長一八年六月、武相兩國巡視の使者の昇進経路をみると、久永は先手弓頭、加藤は小十人組から納戸衆になっているのに対し、五味は大番から丹波郡代↓近江・丹波兩奉行↓五畿内代官、伊丹は代官から勘定頭に進んでいる。(『新訂寛政重修諸家譜』)即ち、目付や巡見使は幕初においてはその性格を明瞭にしないまま、随時派遣され、これらによって相応の成果を得た幕府はこれを制度化し以後継続して派遣するに至ったものと考ええる。

(41) 大久保長安は徳川氏の関東入国以来代官頭として、関東各地で陣屋支配を行う在地代官一八名を統制し、その支配地高は『佐渡年代記抜書』によると二二〇万石に及んだと云われる。(村上直「関東幕領における八王子代官」(『日本歴史』一六八号)。

(42) 註(30)参照。

(43) 例えば農民の地頭・代官に対する直目安を否定した寛永一〇年七月の法令など。(『武家殿制録』三三六号)。

(44) 代官手作を禁止したのは寛永二一年正月二日付の上方・関東代官宛法令である。(『御当家令条』二八〇号、『徳川禁令考』二一〇五号)。代官の恣意抑制策については、前掲拙稿「寛永期における代官の恣意抑制について」(『徳山大学論叢』第三号)。

(45) 『大猷院殿御実紀』巻十七(『国史大系』第三十九巻、

五〇七頁)。

(46) 註(44) 参照。

(47) 『大猷院殿御実紀』巻五十一(『国史大系』第四十巻、二八四頁)。

(48) 『御触書寛保集成』一三〇九号。これには「目付」とだけあるが、同一八年五月の法令には「国廻之者」とあり、同様の趣旨を令達したものに慶安五年正月の法令などがある。(同上、一二二九号、『御当家令条』二八二号)。

(49) 寛永八年三月には年貢の年内皆済を命じているが、所によっては明春まで延期することを認めている。また代官の中で年貢皆済により黒印を下されたのは深谷忠兵衛盛吉で、元和五年正月のことである。(『台徳院殿御実紀』巻五十『国史大系』第三十九巻、一六一頁)。

(50) 『厳有院殿御実紀』巻四十三(『国史大系』第四十二巻、一一一頁)。

(51) 『御触書寛保集成』一二二九号。

(52) 同右、一三二一号。

(53) 『大猷院殿御実紀』巻五十一(『国史大系』第四十巻、二七八頁)。

(54) 同右、二八〇頁。

(55) この数字には祖父、父の代官在職時の不正が露顕し処罰されたものを含む。

処罰件数は北島正元著『江戸幕府の権力構造』所収の

ものと、森 杉夫「代官所機構の改革をめぐる」(『大阪府大紀要』一三三号)所収の「代官処罰表」とでは数字的に合わないが、ここでは森氏の所掲表に従うことにした。

(56) 『寛政重修諸家譜』二輯三九頁。五輯九七一頁。

(57) 『厳有院殿御実紀』巻三十三(『国史大系』第四十一巻、五八二頁)。

(58) 同右、巻三十五(『国史大系』第四十一巻、六二四頁)。

(59) 同右、六二五頁。

(60) 祖父、父の代官在職時の年貢延滞によるものをいれると実に五一名の多数に上る。

(61) 森 杉夫前掲論文。

(62) 『武家敵制録』巻廿一(『近世法制史料叢書』第三、九九一—一〇〇頁)。